

参考資料3「東海地域において消防計画に組み入れる『東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置』の作成例」

【注】東海地方については、下記の内容を消防計画に組み入れることとなっています。

（東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの措置）

- 第1条** 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。
- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ、ネットを通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示する。
 - 3 職員及び患者等に対し、放送設備により東海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅をうながす。
 - 4 東海地震注意情報発表時若しくは、警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあっては、必要最低限の人員確保を図った後、予め定めた計画に基づき職員の時差退社を行う。

（警戒宣言発令時の対応策）

- 第2条** 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。
- ① 外来患者の診療は、救急患者を除き原則中止する。
 - ② 外来患者、見舞客等に対して情報を伝達し帰宅させる。
 - ③ 手術中に警戒宣言が発せられた場合は、医師の判断により安全措置を講ずる。
 - ④ 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き中止する。
 - ⑤ 入院患者に対する安全確保を図るための別表（次頁参照）の措置を再点検する。
 - ⑥ 病院内保育所の児童の安全措置を講ずる。
 - ⑦ 入院患者のうち退院可能者及び帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院（帰宅）させるとともに外来患者もできるだけ帰宅させる。
- 2 勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条2項第2号に定める応急対策を行う。
- 3 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

参考資料 3 の別表 在院患者の安全措置表（例）

| 病棟 | 措置 |
|--------|---|
| 各病棟共通 | <ol style="list-style-type: none"> 1 在来患者名簿及び患者の救護区分（独歩・護送・担送の標示等）を明確にする。 2 重症の生命と安全を保持するため、ベッドの固定、酸素ボンベ（小容器のもの）をベッドに固定等の措置をする。 3 病室内の器具、器材を移動させ、転倒、落下物の危険を防止する。 |
| 外科病棟 | <ol style="list-style-type: none"> 1 点滴中の患者は、血管確保に留意するとともに、早朝にヘパリンロックを行う。 2 尿管留置カテーテルをコッヘル又は洗濯バサミでこれを止める。 |
| 内科病棟 | <p>人工透析の患者は、血液透析回路を止めるためのコッヘルの使用方法を指導する。血管回路の返血を中止できるようにするとともに、切断方法並びにシャント針を清潔三角巾で覆う等の指導を行う。</p> |
| 小児科病棟 | <ol style="list-style-type: none"> 1 未熟児については、保育器を開放し患児をコットに収容して床上におく。 2 母親が付添わない小児は、大部屋に移動させベッドの下の空間に設け、着衣を用意する。 |
| 産婦人科病棟 | <p>新生児室のベッドを部屋の中央に集め、キャスターを止めガラス窓から離す。また、新生児はいつでも母親に渡せるよう準備する。</p> |
| 整形外科病棟 | <p>骨折等で索引中の患者は、索引をはずしシーネ固定に切替える。</p> |